

地方分権改革推進に関する決議

—— 地方自治の確立と地方交付税の充実強化 ——

地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムからの転換を図ることにより、人々の暮らしを支える公共サービスを提供する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行する一方で、経済のグローバル化等により、中央と地方の間では格差が拡大している。しかし、格差拡大のもう一つの要因は、地方交付税が大幅に削減されたことにある。多くの地方公共団体では住民に身近な公共サービスや地域活性化のための独自施策を断念せざるを得ない状況に陥っている。

地方はこれまで行財政改革に懸命に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。もはや歳出の削減努力だけで住民の暮らしを支えるのは限界に達している。この実情を直視し、地方交付税等総額を復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能を回復させ、地域間格差の是正を早期に図るよう強く求める。

我々は、以下の事項の実現を強く要請し、地方自治の確立に向け一致団結し、改革を力強く推進していくことを決議する。

1 第二期地方分権改革の推進

(1) 地方税源の充実と偏在是正

自立した地域をつくるためには、国から地方への税源移譲等により、地方の財政基盤を確立するとともに、受益と負担の関係を明確にしていくなことが不可欠である。

こうした観点から、国と地方の事務の配分割合に税源の配分を近づけるよう、国と地方の税源配分をまずは5：5にすることを目指し、国から地方への税源移譲を進め、並行して地方消費税の充実などにより税収の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

(2) 国と地方の役割分担の見直し

国と地方の役割分担を大胆に見直し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲すること。

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減によって国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

(4) 自治体の自立(自律)と連帯を進める「地方共有税」の導入

「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

(5) 「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、**地方の意見が反映されるよう「(仮) 地方行財政会議」を法律により設置**すること。

2 平成20年度予算編成等における地方税財源の充実

(1) 地方交付税の復元・増額と機能回復

社会保障関係の経費が増大し続けるなか、住民生活が守られるよう、**地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映した上で、地方交付税を復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能の回復を図ること。**

また、「**頑張る地方応援プログラム**」の財源については、地方交付税の本来の機能を損なわないよう**別途確保**すること。

(2) 地方税源の充実強化と税制の原則を踏まえた偏在是正

地方税の偏在是正は早急に実現すべき課題である。しかし、政府内において検討されている法人二税を「地方団体間で再配分する」、「国が一括徴収し地方団体に配分する」などの案は応益負担など**地方税の基本原則に反し**、また**地方税源を充実する**という**地方分権の流れにも逆行するものであり、到底受け入れられるものではない。**

検討に当たっては、**地方税の基本原則を踏まえ、地方の税源涵養インセンティブの確保**などに十分配慮して行うべきであり、**地方消費税まで含めた幅広い検討**を行うこと。

(3) 道路特定財源の確保と地方への配分強化

地方が必要な道路整備を行うに当たって、自動車関係諸税は、貴重な道路整備の財源となっていることから、その趣旨を踏まえ一般財源化することなく、**現行の税体系を維持するとともに、来春適用期限が来る暫定税率について現行水準を維持**すること。

また、道路特定財源のみでは必要な道路整備のための財源が不足している地方の現状に鑑み、**道路特定財源の地方への配分割合を高める**など、地方における道路整備財源の**充実**に努めること。

平成19年11月19日

地 方 六 団 体

(地方自治確立対策協議会)

全 国 知 事 会

全国都道府県議会議長会

全 国 市 長 会

全国市議会議長会

全 国 町 村 会

全国町村議会議長会

地方分権推進連盟